



® 平成 29 年 6 月 28 日 (水)

No. 14475 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)
-第3回-..... (1)

日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判) - 第3回 -

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

日米欧中韓の五大特許庁(五庁)は、本年6月1日、第10回五大特許庁長官会合を開催した。この会合では、5か国の制度調和を含む、新たな「五庁ビジョン」が合意されるとともに、「制度調和に向けた努力の続行」などの「五庁共同声明」が合意された。今後とも、日中韓を含め、多くの国々の間でグローバルな知財システムが実現することに期待したい。

本稿は、日中韓特許庁による「日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)」における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、「訂正の請求」について説明を行う。

2. 訂正の請求

訂正の請求は、特許無効審判中に訂正を行う手続きであり、日中韓において、このような手続きが



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*
弁理士
副所長 竹内 直樹*
弁理士
弁理士 松田 美幸子*

副所長 森下 八郎*
弁理士
弁理士 白井 あゆみ
弁理士 吉田 博由

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

可能とされている。ここでは、訂正の請求について、日中韓の審判実務を対比して解説する。

(1) 請求の主体と時期

<日本>

特許無効審判の被請求人（特許権者）は、特許無効審判中の指定期間に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる（第134条の2第1項）。訂正の請求ができる期間は、以下のとおりである。

- ① 特許無効審判の請求書副本の送達に伴う答弁書提出期間（第134条第1項）
- ② 審判請求書の請求の理由について、要旨変更補正が許可された場合における、当該審判請求書に対する手続補正書の副本送達後の答弁書提出期間（第134条第2項）
- ③ 審決取消訴訟における権利維持の審決に対する取消の判決確定の日から1週間以内に被請求人から申立があったときの訂正の請求のための指定期間（第134条の3）
- ④ 職権審理により当事者又は参加人が申し立てない理由についての無効理由通知に対する意見書提出期間（第153条第2項）
- ⑤ 審決の予告時の指定期間（第164条の2第2項）

◎日本国特許法

第134条の2（特許無効審判における訂正の請求）

1 特許無効審判の被請求人は、前条第1項若しくは第2項、次条、第153条第2項又は第164条の2第2項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。

<中国>

専利権者は、無効宣告請求（無効審判請求）の審査過程において、権利要求書（特許請求の範囲）について補正をすることができる（専利法実施細則第69条第1項）。

権利要求書の補正の時期については、無効宣告請求において、専利復審委員会が決定を行うまでであって、以下の状況の答弁書提出期間に限り、権利要求書の補正をすることができる（専利審査指南第4部分第3章4.6.3）。

- ① 無効宣告請求書に対するもの
- ② 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した

証拠に対するもの

- ③ 専利復審委員会が引用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの

◎中国専利法

第69条

無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求の範囲を修正することができる・・・。

<韓国>

特許無効審判における被請求人（特許権者）は、特許無効審判の手続中において、特許発明の明細書又は図面の訂正を請求することができる（特許法133の2条第1項）。訂正の請求は、次の時期にすることができる（特許法第133の2条第1項）。

- ① 特許無効審判の請求書の副本の送達による答弁書の提出期間（特許法第147条第1項）
- ② 職権によりなされた特許無効理由の通知に対する意見書提出期間（特許法第159条第1項後段）
- ③ 審判長が特許法第147条第1項の規定に基づいて指定された期間後も請求人が証拠を提出するか、新たな無効事由を主張することにより訂正の請求を許容する必要があると認める場合に、定められた期間（特許法第133の2条第1項後段）。ここで、当該証拠は記載不備主張のように、無効原因に対して客観的・論理的に裏付けされる主張まで含まれる。

◎韓国特許法

第133条の2（特許無効審判手続での特許の訂正）

1 第133条第1項による審判の被請求人は、第136条第1項各号のいずれかに該当する場合にのみ第147条第1項又は第159条第1項後段によって指定された期間に特許発明の明細書又は図面に対して訂正の請求をすることができる。この場合、第147条第1項に従い指定された期間後にも請求人が証拠を提出したり、新しい無効事由を主張することにより審判長が訂正の請求を許容する必要があると認める場合には、期間を定めて訂正の請求をさせることができる。

<解説>

訂正の請求の期間として、無効審判請求書に対する抗弁の期間（答弁書の提出期間）、職権によ